

大阪府社会福祉協議会会員法人 各位

(福)大阪府社会福祉協議会  
総務企画部 保険事業グループ

## 役員等賠償責任保険契約締結における理事会の決議について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、令和元年12月4日に「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、これに伴い社会福祉法も改正され、法人と役員等との契約である「補償契約」・保険会社と役員等との保険契約である「役員等賠償責任保険契約」(D&O契約)に関する規定が新たに設けられましたことはご案内のとおりです。

この改正によって、令和3年3月1日以降、役員等賠償責任保険契約の内容の決定にあたっては、新規・更新に関わらず「理事会の決議」が毎回必要となりました。

つきましては、本会でご案内を予定しております令和5年4月1日始期の「団体役員賠償責任補償制度」の加入に際し、各法人様にて理事会の決議が必要であることにご留意いただき、ご準備くださいますようお願いいたします。本件は、本会以外の保険に加入されておられる場合も同様の扱いとなります。

なお、令和5年(2023年)度版の加入のための案内には、支払限度額5億円プランの新設と、昨今、増加傾向にあります雇用慣行(不当解雇・ハラスメント等)の補償を拡充するなどして、来月中旬を目途に準備を進めており、整い次第お届けすることとしております。

また、近日中に理事会を予定される法人様は、新契約内容についてご質問がございましたら、保険事業グループまでお気軽にお問合せください。

※参考資料：「理事会の提案書(文例)」(別添)

以上

<発信元>

総務企画部 (担当：土生)

保険事業グループ (担当：深井)

TEL:06-6766-7377 FAX:06-6764-5374